第
 号

 年
 月

 日

様

野田市長

保育料決定 (変更) 通知書

次のとおり保育料を決定(変更)しましたので通知します。

児童の氏名						
及び生年月日				年	月	日生
支給認定証番号	第	Ē		号		
利用施設の名称						
決定 (変更) 年月日		年	月	日		
階 層 区 分						
保 育 料	月額				円	
変更前保育料						
変更の場合の理由						

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する 者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、 上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができ ます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。